

公 告

陽子線がん治療センターインターネット活用普及啓発業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

陽子線がん治療センターインターネット活用普及啓発業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(3) 業務内容

別紙「陽子線がん治療センターインターネット活用普及啓発業務仕様書」のとおり

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、「陽子線がん治療センターインターネット活用普及啓発業務にかかるプロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けたものとする。

- (1) 企画提案書の提出期日までに受審資格を得たものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 都道府県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること
- (5) 受審資格認定の日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど

直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

- (7) 日本全国の病院・診療所などに従事する医師のうち10万人以上の会員登録数があるウェブサービス（プラットフォーム）を有すること。なお、ウェブサービスは医療関係者のみが閲覧できるウェブ環境であること。

3 受審資格の認定の申請手続き等

(1) 受審資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類および部数

陽子線がん治療センターインターネット活用普及啓発業務にかかるプロポーザル募集要領による。

② 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

③ 受付期間

令和7年5月22日（木）17時00分まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

④ 提出場所および申請にかかる質問を受け付ける場所の所在地および名称

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課（県庁3階）

TEL 0776-20-0383 FAX 0776-20-0642

e-mail iryou@pref.fukui.lg.jp

⑤ 提出資料の様式等

実施要領および関係書類の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年5月16日（金）から5月22日（木）の9時から17時まで

イ 交付場所

3（1）④に同じ。

なお、福井県地域医療課ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/>）からもダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定の時期

受審資格の認定は令和7年5月26日（月）までに行う。

(3) 受審資格の認定の結果の通知

書面により申請者に通知する。

4 公告業務に関する質問事項

公告業務に関する質問事項については、令和7年5月22日（木）17時までに質問票（様式4）をファックスまたはメールにより提出すること。

（提出先 iryou@pref.fukui.lg.jp）

質問に対する回答は、すべての受審資格認定者に対してメールにより一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

陽子線がん治療センターインターネット活用普及啓発業務にかかるプロポーザル実施要領による。

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

(3) 提出期限

令和7年6月4日（水）17時まで（必着）

（持参の場合、土曜日、日曜日を除く。）

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3（1）④に同じ。

(5) 提出資料の様式等

3（1）⑤に同じ

6 審査会（プレゼンテーション）および契約先候補者の選考等

(1) 審査会（プレゼンテーション）の実施

契約先の選定は、提案者による審査会を実施し、選定委員会において審査し、契約先候補者を選定する。審査会の日程は、企画提案書を提出した者に別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらずプレゼンテーションを実施した日から1週間以内に企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申し立ては、受け付けない。

(3) 企画提案書の選定に際し審査する事項

選定委員会において仕様書の業務内容①～③について「インパクト」「わかりやすさ」「独自性」「完成度」「事業遂行能力」などを基準に審査を行う。

(4) 選定されなかった企画提案者に対する理由の説明

- ① 選定されなかった企画提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、通知のあった日から7日以内に説明を求める旨を記載した書面を持参して、申請書提出場所に提出しなければならない。
- ② 県は、説明を求めた企画提案者に対して、書面の提出のあった日から10日以内に書面により回答する。

7 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。
- (4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、募集要領等による。